

銚田市茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則（平成 17 年 10 月 11 日銚田市規則第 112 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、茨城県屋外広告物条例(昭和 49 年茨城県条例第 10 号。以下「県条例」という。)及び銚田市手数料徴収条例(平成 17 年銚田市条例第 58 号。以下「市手数料条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（広告物等の意義）

第 2 条 市手数料条例別表第 1 屋外広告物の欄に掲げる広告物等の意義は、別表意義の欄に定めるところによる。

（許可の申請等）

第 3 条 県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の 30 日前までに、屋外広告物許可申請書(様式第 1 号)を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺 1,000 分の 1 程度の見取図

(2) 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面

(3) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)

(4) 広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図

(5) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書(様式第 2 号)を申請者に交付するものとする。

（更新の申請等）

第 4 条 県条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による許可の更新の申請は、県条例第 6 条又は第 7 条第 4 項若しくは第 5 項の規定により受けた許可期間が満了する 2 週間前までに、屋外広告物更新許可申請書(様式第 3 号)に当該広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、県条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による更新を許可したときは、屋外広告物更新許可書(様式第 4 号)を申請者に交付するものとする。

3 県条例第 9 条の 2 第 2 項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物自己点検書(様式第 5 号)により行わなければならない。

（変更、改造の申請等）

第 5 条 県条例第 10 条第 1 項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を変更し、又は改造しようとする日の 30 日前までに、屋外広告物変更(改造)許可申請書(様式第 6 号)を提出しなければならない。この場合において、同項の規定による許可が改造に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面

- (2) 改造前の広告物等のカラー写真(申請の日前 3 月以内に撮影したもの)
- (3) 広告物等の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況(壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係)を明らかにした図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、県条例第 10 条第 1 項の規定による許可をしたときは、屋外広告物変更(改造)許可書(様式第 7 号)を申請者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第 6 条 県条例第 10 条第 1 項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

(除却届出)

第 7 条 県条例第 16 条第 2 項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(様式第 8 号)によりしなければならない。

(違反広告物である旨の表示)

第 8 条 県条例第 19 条の 2 の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物表示書(様式第 9 号)を当該広告物等にはり付けて行うものとする。

(公示等の場所)

第 9 条 県条例第 19 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する場所は、銚田市公告式条例(平成 17 年銚田市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場とする。

2 県条例第 19 条の 4 第 2 項に規定する場所は、銚田市役所庁舎とする。

(保管広告物等一覧簿の様式)

第 10 条 県条例第 19 条の 4 第 2 項の規定で定める様式は、保管広告物等一覧簿(様式第 10 号)とする。

(保管した広告物等の売却手続)

第 11 条 県条例第 19 条の 6 の規定で定める方法は、銚田市契約規則(平成 17 年銚田市規則第 32 号)の定める競争入札により行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

(受領書の様式)

第 12 条 県条例第 19 条の 8 の規定で定める様式は、受領書(様式第 11 号)とする。

(身分証明書)

第 13 条 県条例第 20 条第 2 項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 12 号)によるものとする。

(管理者の届出等)

第14条 県条例第22条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(様式第13号)によりしなければならない。ただし、屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定施行の記載をした場合にあつては、県条例第22条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 県条例第22条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第14号)によりしなければならない。

3 県条例第22条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第15号)によりなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の茨城県屋外広告物条例等の施行に関する旭村規則(平成12年旭村規則第17号)、茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則(平成12年鉾田町規則第16号)又は茨城県屋外広告物条例等の施行に関する規則(平成12年大洋村規則第8号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

種 類	意 義
はり紙・ポスター	紙等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件にはり付けて掲出されるものをいう。
は り 札	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に添加して掲出されるものをいう。
立 看 板	布、木、金属等を使用して作製されたものであつて、建物その他の物件に立て掛けて掲出されるもの及び独立して立てて掲出されるもの(土地その他物件に建植されるものを除く。)をいう。
広 告 板	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地に建植され、広告内容を表示するもの及び建物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するものをいう。ただし、照明広告に該当するものを除く。
広 告 塔	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、土地又は建物等の屋上に塔状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
ア ー チ	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであつて、道路を横断してアーチ状に建植され、広告内容を表示するものをいう。
電 柱 卷 立 広 告	金属等を使用して作製されたものであつて、電柱、街柱灯等に巻き立てて掲出されるものをいう。

電柱塗装広告	電柱，街灯柱等に直接ペンキ等を使用して広告内容が表示されるものをいう。
電柱袖付広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，電柱，街灯柱等に支柱をもって取り付け掲出されるものをいう。
広告幕	布，網等を使用して作製されたものであって，建物その他の物件を利用して掲出されるものをいう。
つり下げ看板	布，木，金属等の材料を使用して作製されたものであって，建物その他の物件につり下げて掲出されたものをいう。
標識広告	金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，停留所標識その他これに類するものに巻き立て，又は添加して掲出されるものをいう。
照明広告	ネオン管その他の照明装置をもって広告内容を表示したものをいう。
電光ニュース・ビジュアルボード等	電光等をもってニュースその他の変化する広告内容を表示するものをいう。
アドバルーン	綱をつけた気球を掲揚し，その綱を利用して又は気球に広告内容を表示するものをいう。
近隣店舗等案内広告	木，金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものであって，自己の店舗等の位置を表示するものをいう。
車体利用広告	電車，バスその他の車両を利用して広告内容を表示するものをいう。
のぼり旗	布等を使用して作製された旗状のものであって，ポールを固定して掲出されるものをいう。
店頭装飾	クリスマスセール，お中元セール，新装開店時等において商店の入口周辺に一時的に設置するものをいう。
置広告	地面上に置いて表示するものをいう。
横断幕	道路を横断して表示する広告幕をいう。

備考 この表に定める広告物等の種類に当てはめることが困難な広告物等については，同表のうち最も類似した種類の広告物等とみなしてこの規則を適用する。

(表)

屋外広告物許可申請書

※

年 月 日							
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者住所 氏 名 電話番号() — </div> <div style="text-align: right;"> 印 電話番号() — </div>							
茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、申請します。							
工事施工者	住所						
	氏名	電話番号() —					
	屋外広告業の届出等	. . . 第 号					
管 理 者	住所						
	氏名	電話番号() —					
	屋外広告業の届出等	. . . 第 号					
表 示 物 件	種類	数量			表示 場所 (用途地域名)		
	表示期間	. . . ~ . . .					
	照明の種類 光源の点滅						
	材料 塗装						
位置	広告物相互間の距離					メートル	
	道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から)					メートル	
	信号機からの距離					メートル	
	道路標識からの距離					メートル	
規格	高 さ	縦	横	面 数	合計面積	数 量	
	メートル	メートル	メートル		平方メートル		
地域区分	禁止地域(第 種禁止地域) 許可地域(第 種許可地域)						
既設の広告物	数量	合計表示総面積(表示総面積の合計)					平方メートル
添付書類 設置場所の見取図、仕様書、意匠図、構造図、他法令による許可書の写し(), 設置場所の写真、模写図、建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合)、既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所を示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)							
※手数料			※算出基礎				
※決裁	決裁権者	回 議			担 当 者		

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 野立広告物、アーチ、広告幕、照明広告、電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については、設置場所ごとに申請してください。
 4 屋外広告業の届出等の欄には、条例第 21 条の 2 第 2 項に規定する届出等を記入してください。

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日			
鉾田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 申請者住所 氏 名 印 電話番号 () — </div>			
茨城県屋外広告物条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
更 新 申 請	種類	数量	期間 . . . ~ . . .
	理由		
前 許 可	期間 . . . ~ . . .	年月日 . . .	番号 指令第 号
※手数料 <div style="text-align: right;">円</div>		※許可年月日 . . .	※許可番号 指令第 号
※ 決 裁	決 裁 権 者	回 議	担 当 者

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋外広告物自己点検書

年 月 日		
鉾田市長 様		
申請者住所 氏 名		
印		
電話番号 () —		
茨城県屋外広告物条例第 9 条の 2 第 2 項の規定により、申請します。		
設置年月日	
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容
取付（支持）部分の変形又は腐食	良・要改善	
主要部分の変形又は腐食	良・要改善	
ボルト，ビス等のさび	良・要改善	
表示面の汚損，たい色又ははく離	良・要改善	
表 示 面 の 破 損	良・要改善	
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善	
その他特に点検した箇所	良・要改善	

注意 点検結果の欄は、該当する文字を○で囲んでください。

屋外広告物管理者等設置(変更)届出書

年 月 日	
銚田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 届出者住所 氏 名 電話番号() — </div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">印</div>	
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 項の規定に基づき、届け出ます。	
許 可	年月日 . . 番号 <div style="text-align: right;">指令第 号</div>
新 設 置 者	住所 電話番号() — 氏名
前 設 置 者	住所 電話番号() — 氏名
新 管 理 者	住所 電話番号() — 氏名
前 管 理 者	住所 電話番号() — 氏名
設置又は変更理由	
※ 決 裁	決 裁 権 者 回 議 担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 「前管理者」の欄は、変更届の場合のみ記入してください。

屋 外 広 告 物 滅 失 届 出 書

年 月 日					
鉾田市長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 届出者住所 氏 名 印 電 話 番 号 () — </div>					
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 3 項の規定に基づき、届け出ます。					
許 可	年月日 . .	番号 指 令 第 号			
滅 失	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">種類</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">数量</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">年月日 . .</td> </tr> </table>	種類	数量	年月日 . .	理由
	種類	数量	年月日 . .		
※ 決 裁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">決裁権者</td> <td style="width: 60%; padding: 5px;">回 議</td> <td style="width: 20%; padding: 5px;">担 当 者</td> </tr> </table>	決裁権者	回 議	担 当 者	
決裁権者	回 議	担 当 者			

注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。

2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

屋外広告物設置者名称等変更届出書

年 月 日			
様			
届出者住所 氏 名 印			
電話 番 号 () —			
茨城県屋外広告物条例第 22 条第 4 項の規定に基づき、届け出ます。			
許 可	年月日 ..br/> 番号 指令第 号		
変更後の住所 又は氏名	設 置 者	住所 電話番号() —	氏名
	管 理 者	住所 電話番号() —	氏名
変 更 理 由			
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担 当 者

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。